

板橋区特定教育・保育施設指導検査基準

◎保育所については、別に定める保育所指導検査基準を準用する。

◎認定こども園については、別に定める板橋区認定こども園（幼保連携型以外）指導検査基準を準用する。

令和7年4月1日適用

板橋区

特定教育・保育施設指導検査基準

〔凡例〕 以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成26年10月23日板橋区条例第27号「東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」	条例第27号
2	平成27年3月31日板橋区規則第45号「東京都板橋区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関する規則」	確認規則
3	平成22年3月25日「板橋区保育所事業実施要綱」	保育所要綱
4	平成19年11月2日「板橋区認定こども園運営費等補助要綱」	認定こども園要綱
5	令和7年3月31日「区板橋区私立保育園医療的ケア児保育事業実施要綱」	医療的ケア児要綱
6	令和7年3月31日「板橋区私立保育園医療的ケア児保育支援事業費補助金交付要綱」	医療的ケア児交付要綱
7	令和5年5月19日こ成保38ほか「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	給付費留意事項通知
8	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
9	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	内閣府令

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合は除く。）は、原則として「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令及び福祉関係通達等以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	関係法令及び関係通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

目

次

1 基本方針

(1) 一般原則	1
----------	---

2 利用定員に関する基準	1
--------------	---

3 運営に関する基準

(1) 内容及び手続きの説明及び同意	2	(13) 相談及び援助	9
(2) 正当な理由のない提供拒否の禁止等	2	(14) 緊急時等の対応	9
(3) あっせん、調整及び要請に対する協力	4	(15) 市町村への通知	9
(4) 受給資格等の確認	4	(16) 運営規程	10
(5) 教育・保育給付認定の申請に係る援助	4	(17) 勤務体制の確保等	10
(6) 心身の状況等の把握	5	(18) 利用定員の遵守	11
(7) 小学校等との連携	5	(19) 掲示	11
(8) 特定教育・保育の提供の記録	5	(20) 教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則	11
(9) 利用者負担額等の受領	5	(21) 虐待等の禁止	11
(10) 施設型給付費等の額に係る通知等	7	(22) 秘密保持等	11
(11) 特定教育・保育の取扱方針	8	(23) 情報の提供等	12
(12) 特定教育・保育に関する評価等	8	(24) 利益供与等の禁止	12

(25) 苦情解決	13
(26) 地域との連携等	13
(27) 事故発生の防止及び発生時の対応	14
(28) 会計の区分	15
(29) 記録の整備	15
4 施設型給付費に関する基準	
(1) 保育所について	16
(2) 認定こども園について(教育標準時間認定1号)	17
(3) 認定こども園について(保育認定2・3号)	18
5 区補助に関する基準	
(1) 保育所について	19
(2) 認定こども園について	21
6 特例施設型給付費に関する基準	
(1) 特別利用保育の基準	21
(2) 特別利用教育の基準	23
7 雑則	24
8 確認内容の変更	27

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
1 基本方針 (1) 一般原則	1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	1 条例第27号 第3条第1項 2 条例第27号 第3条第2項 3 条例第27号 第3条第3項 4 条例第27号 第3条第4項	1 良質かつ適切な保育を提供しているか。 2 子どもの健やかな成長に適切な環境を等しく確保しているか。 1 子どもの意思及び人格を尊重し、子どもの立場に立った保育を提供しているか。 1 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係機関との密接な連携に努めているか。 1 子どもの人権擁護、虐待防止のための体制を整備しているか。 2 従業者に対し、これに係る研修等の措置を講じているか。	1 良質かつ適切な保育が提供されていない。 2 子どもの成長に適切な保育環境が等しく確保されていない。 1 子どもの意思及び人格を尊重していない。 1 地域や家庭との連携がなされていない。 2 関係機関との連携に努めていない。 1 子どもの人権擁護、虐待防止のための体制を整備していない。（責任者の設置等） 2 子どもの人権擁護、虐待防止のため、従業者に対する研修等を行っていない。	C C C C C B
2 利用定員に関する基準	1 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（支援法（以下「法」という。）第27条第1項の確認において定めるものに限る。）の数を20人以上とする。	1 条例第27号 第4条第1項	1 利用定員を遵守しているか。	1 利用定員を遵守していない。	C

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	2 特定教育・保育施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 法第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分	2 条例第27号 第4条第2項	1 子どもの区分ごとの利用定員を遵守しているか。	1 子どもの区分ごとの利用定員を遵守していない。	C
3 運営に関する基準 (1) 内容及び手続の説明及び同意	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育又は保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	1 条例第27号第5条	1 重要事項説明書を作成し、利用申込者に交付しているか。 2 利用申込者に運営内容を説明し、同意を得ているか。	1 重要事項説明書を作成し、利用申込者に交付していない。 1 運営内容について、利用申込者に同意を得ていない。（利用申込者の署名等を残した方が望ましい。）	C B
(2) 正当な理由のない提供拒否の禁止等	1 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	1 条例第27号 付則第2条第2項 2 条例第27号 第6条第1項	1 正当な理由なく区からの委託を拒んでいないか。 1 正当な理由なく利用申込を拒んでいないか。	1 正当な理由なく、区からの委託を拒んでいる。 1 正当な理由なく、利用申込を拒んでいる。	C C

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	3 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育又は保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	3 条例第27号 第6条第2項	1 定員を上回る利用申込があった場合、公正な方法により選考しているか。	1 公正な方法による選考が行われていない。	B
	4 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	4 条例第27号 第6条第3項	1 定数を超える場合は、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育の必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考しているか。	1 保育の必要の程度や家族等の状況を勘案し優先的に利用できるよう選考をしていない。	B
	5 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。	5 条例第27号 第6条第4項	1 選考方法をあらかじめ保護者に明示しているか。	1 選考方法をあらかじめ保護者に明示していない。	B
	6 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育又は保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	6 条例第27号 第6条第5項	1 利用申込者に教育又は保育の提供が困難な場合は、他施設の紹介等、適切な措置を講じているか。	1 利用申込者に教育又は保育の提供が困難な場合に、適切な措置を講じていない。	B

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(3) あっせん、調整及び要請に対する協力	1 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 条例第27号第7条第1項	1 区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	1 区が行うあっせんや要請に協力していない。	B
	2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	2 条例第27号第7条第2項	2 区が行う利用調整や要請に協力しているか。	2 区が行う利用調整や要請に協力していない。	B
(4) 受給資格等の確認	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、内閣府令第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等を確認するものとする。	1 条例第27号第8条		1 支給認定証により、有効期間の区分、保育必要量等を確認していない。	B
(5) 教育・保育給付認定の申請に係る援助	1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	1 条例第27号第9条第1項	1 教育・保育給付認定を受けていない保護者の申請に係る援助を行っているか。	1 申請に必要な援助を行っていない。	B
	2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。	2 条例第27号第9条第2項	1 教育・保育給付認定の変更申請が有効期間満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助をしているか（緊急等理由がある場合は除く）。	1 教育・保育給付認定の変更申請が有効期間満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助をしていない。	B

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(6) 心身の状況等の把握	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	1 条例第27号第10条	1 子どもの置かれている環境や心身の状況、他施設の利用状況の把握等に努めているか。	1 子どもの置かれている環境や心身の状況、他施設の利用状況の把握等に努めていない。	B
(7) 小学校等との連携	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育若しくは保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	1 条例第27号第11条	1 特定教育・保育の提供の終了に際しては、小学校若しくは他の特定教育・保育施設等への接続が円滑に行われるよう連携に努めているか。	1 小学校へ保育所児童保育要録を送付していない。 2 小学校や、継続して利用する他の特定教育・保育施設等との連携に努めていない。	C B
(8) 特定教育・保育の提供の記録	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 条例第27号第12条	1 特定教育・保育を提供した際、提供日、内容その他必要事項を記録しているか。	1 提供内容に関する記録が未作成。 2 提供に関する記録が不十分。 (提供日、内容、その他必要事項)	C B
以下の(9)1、2は特定保育施設には適用しない。※認定こども園及び幼稚園に適用する。					
(9) 利用者負担額等の受領	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。）から特定教育・保育（保育に限る。）を受ける者を除く。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。	1 条例第27号第13条第1項 条例第27号付則第2条第1項 2 条例第27号第13条第2項 付則第2条第1項			

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	3 条例第27号 第13条第3項	1 費用として見込まれる額と基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを、利用保護者から受けているか。	1 第13条第3項に定める額を利用保護者から受領している。	C
				2 費用として見込まれる額と基準額との差額を上回る額の支払いを、利用保護者から受けている。	C
	4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	4 条例第27号 第13条第4項	1 利用保護者から受ける費用は適切であるか。 (内容、額)	1 利用保護者から(1)から(5)に定められた費用以外の支払を受けている。	C
				2 利用保護者から受ける費用の額の算出方法が不適切である。	C
利用保護者から受けることができる費用 (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円 (イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされる					

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	5 条例第27号 第13条第5項 6 条例第27号 第13条第6項	1 当該費用の額を支払った利用保護者に対し、当該費用に掛かる領収証を交付しているか。 1 利用保護者に対し、費用等の支払いについて書面によって明らかにするとともに、利用保護者に説明し、文書で同意を得ているか。	1 領収証を当該費用の額を支払った利用保護者に対し交付していない。 2 領収証の内容が不十分である。 1 金銭の使途及び額並びに金銭の支払いを求める理由が書面で明らかになっていない。 2 利用保護者に対して説明を行っていない。 3 利用保護者に対して文書による同意を得ていない。（第4項の金銭の支払いに係る同意は除く。） 4 教育・保育給付認定保護者への書面の内容や説明、同意の方法が不十分である。	C B C C B B
(10) 施設型給付費等の額に係る通知等	1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。	1 条例第27号 第14条第1項 2 条例第27号 第14条第2項	1 法定代理受領により施設型給付費の支給を受けた場合に、利用保護者に額を通知しているか。 1 特定教育・保育提供証明書を交付しているか。	1 法定代理受領により施設型給付費の支給を受けた場合に、利用保護者に施設型給付費の額を通知していない。 1 法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の支払を受けた場合に、提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を交付していない。	C C

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(11) 特定教育・保育の取扱方針	1 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (2) 上記以外の認定こども園 幼稚園教育要領・保育所保育指針 (3) 幼稚園 幼稚園教育要領 (4) 保育所 保育所保育指針	1 条例第27号 第15条第1項	1 教育・保育の提供を各要領等に基づき適切に行っているか。	1 教育・保育の提供が各要領に基づいていない。 2 教育・保育の提供が一部各要領に基づいていない。	C B
	2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まなければならない。	2 条例第27号 第15条第2項	1 幼保連携型以外の認定こども園において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえているか。	1 幼保連携型以外の認定こども園において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえていない。	B
(12) 特定教育・保育に関する評価等	1 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	1 条例第27号 第16条第1項	1 提供する保育の質の自己評価を行い改善しているか。	1 保育の自己評価を行っていない。また、その改善を図っていない。	C
	2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	2 条例第27号 第16条第2項	1 定期的に教育・保育給付認定保護者等や外部の評価を受けているか。	1 定期的に教育・保育給付認定保護者等や外部の評価を受けていない。	C
			2 外部評価の結果を公表し、改善に努めているか。	1 外部評価の結果を公表し、改善に努めていない。	C
				2 外部評価の取組が不十分。	B

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(13) 相談及び援助	1 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 条例第27号第17条	1 子どもの環境等の的確な把握に努めているか。 2 利用保護者からの相談に応じ、必要な助言・援助を行っているか。	1 子どもの心身の状況やおかれている環境等の的確な把握に努めていない。 2 子どもや保護者に対し、相談に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行っていない。	B B
(14) 緊急時等の対応	1 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 条例第27号第18条	1 子どもの体調が急変した時等に、速やかに保護者又は医療機関に連絡しているか。	1 子どもの事故防止に配慮していない。 2 子どもの事故防止に対する配慮が不十分である。 3 体調の急変時等が発生した場合に適切に対応していない。 4 体調の急変時等が発生した場合の対応が不十分である。	C B C B
(15) 市町村への通知	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支払に係る市町村に通知しなければならない。	1 条例第27号第19条	1 利用保護者が不正な行為によって施設型給付費の支給を受け又は受けようとした時は、意見を付して区に通知しているか。	1 利用保護者の不正な受給を区に通知していない。	C

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(16) 運営規程	1 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（「運営規程」）を定めておかなければならない。 （１）施設の目的及び運営の方針 （２）提供する特定教育・保育の内容 （３）職員の職種、員数及び職務の内容 （４）特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 （５）第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 （６）第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 （７）特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。） （８）緊急時等における対応方法 （９）非常災害対策 （10）虐待の防止のための措置に関する事項 （11）その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	1 条例第27号第20条	1 運営規程を定めているか。 2 定められた重要事項は規定されているか。	1 運営規程を定めていない。 2 規定すべき重要事項が不足している。	C B
(17) 勤務体制の確保等	1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	1 条例第27号第21条第1項 2 条例第27号第21条第2項 3 条例第27号第21条第3項	1 職員の勤務体制を定めているか。 1 子どもに直接影響を及ぼさない業務を除き、当該特定教育・保育施設の職員が特定教育・保育を提供しているか。 1 研修の機会を確保しているか。	1 職員の勤務体制を定めていない。 1 当該特定教育・保育施設の職員が特定教育・保育を提供していない。 1 研修を実施していない。 2 研修の実施が不十分である。	C C C B

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(18) 利用定員の遵守	1 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	1 条例第27号第22条	1 やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて保育していないか。	1 やむを得ない事情（保育需要の増大、災害・虐待への対応等）はないが、利用定員を超えて保育している。	C
(19) 掲示	1 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。	1 条例第27号第23条	1 運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等を施設の見やすい場所に掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しているか。	1 利用申込者の施設等選択に資すると認められる重要事項等を、施設の見やすい場所に掲示していない。かつ、自動公衆送信による公衆の閲覧に供していない。 2 掲示内容及び自動公衆送信による閲覧内容が不十分である。	B B
(20) 教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則	1 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 条例第27号第24条	1 国籍、信条、社会的身分等により、差別的取扱いをしていないか。	1 国籍、信条、社会的身分等により差別的な取扱いをしている。	C
(21) 虐待等の禁止	1 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	1 条例第27号第25条	1 職員が子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	1 職員が子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
(22) 秘密保持等	1 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	1 条例第27号第27条第1項 2 条例第27号第27条第2項	1 職員及び管理者が、正当な理由なく、業務上知り得た情報を漏らしていないか。 1 元職員が、正当な理由なく、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	1 職員及び管理者が、正当な理由がなく、業務上知り得た情報を漏らしている。 1 元職員、正当な理由なく、が業務上知り得た情報を漏らさないよう必要な措置を講じていない。 2 必要な措置が不十分である。	C C B

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	3 条例第27号 第27条第3項	1 小学校等に子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ているか。	1 小学校等の施設に子どもに関する情報を提供する際に、あらかじめ文書により同意を保護者から得ていない。	C
(23) 情報の提供等	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	1 条例第27号 第28条第1項	1 施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	1 施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めていない。	B
	2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	2 条例第27号 第28条第2項	1 虚偽や誇大な広告をしていないか。	1 広告に虚偽なものや誇大なものがある。	C
(24) 利益供与等の禁止	1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	1 条例第27号 第29条第1項	1 小学校就学前子ども又はその家族に施設を紹介することの対償として、他の施設等に金品その他の財産上の利益を供与していないか。	1 小学校就学前子ども又はその家族に施設を紹介することの対償として、他の施設等に金品その他の財産上の利益を供与している。	C
	2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	2 条例第27号 第29条第2項	1 小学校就学前子ども又はその家族に他の施設を紹介することの対償として、他の施設等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。	1 小学校就学前子ども又はその家族に他の施設を紹介することの対償として、他の施設等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。	C

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(25) 苦情解決	1 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	1 条例第27号 第30条第1項	1 苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	1 苦情受付窓口を設置する等により、適切に対応していない。 2 必要な措置が不十分である。	C B
	2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	2 条例第27号 第30条第2項	1 苦情内容を記録しているか。	1 苦情内容を記録していない。 2 苦情内容等の記録が不十分。	C B
	3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	3 条例第27号 第30条第3項	1 区に協力しているか。	1 区が実施する事業に協力するよう努めていない。	B
	4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	4 条例第27号 第30条第4項	1 区が行う指導検査等に協力しているか。 2 区から受けた指導又は助言に従って、適切な改善を行っているか。	1 指導検査等に協力していない。 1 区から受けた指導等にもとづく、適切な改善を行っていない。	C C
	5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。	5 条例第27号 第30条第5項	1 区からの求めがあった場合に、前項の改善内容を区に報告しているか。	1 区からの求めがあった場合に、区に改善内容を報告していない。	C
(26) 地域との連携等	1 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 条例第27号第31条	1 地域との交流に努めているか。	1 地域との交流、連携に努めていない。	B

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(27) 事故発生の防止及び発生時の対応	1 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 (1)事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2)事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。 (3)事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	1 条例第27号 第32条第1項	1 事故発生又は再発防止のための措置を講じているか。 (1) 事故発生の防止のための指針整備 (2) 事故発生又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析による改善策に従業者に周知徹底する体制の整備 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者研修の定期的な実施	1 事故発生又は再発防止のための指針及び体制を整備していない。	C
	2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	2 条例第27号 第32条第2項	1 区及び家族等に速やかに事故報告を行っているか。	1 区及び家族等に速やかに事故報告を行っていない。	C
	3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。	3 条例第27号 第32条第3項	1 事故の状況及び処置について記録しているか。	1 記録を作成していない。 2 記録が不十分である。	C B
	4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	4 条例第27号 第32条第4項	1 賠償すべき事故発生時は、損害賠償を速やかに行っているか。 2 事故発生時は、損害賠償を速やかに行うよう、保険加入等の措置を行っているか。	1 賠償すべき事故が発生したが、損害賠償を速やかに行っていない。 1 事故発生時に損害賠償を速やかに行えるよう、保険加入等の措置を講じていない。	C C

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(28) 会計の区分	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 条例第27号第33条	1 教育・保育の事業とその他の事業の会計を区分しているか。	1 教育・保育の事業とその他の事業の会計の区分をしていない。	C
(29) 記録の整備	1 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 条例第27号第34条第1項	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	1 諸記録が整備、保管されていない。	C
	2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	2 条例第27号第34条第2項	1 諸記録が5年間保存されているか。	2 諸記録の整備、保管が不十分である。	B
	(1) 区条例第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画		諸記録 (1)特定教育・保育の提供に当たっての計画の記録があるか。	1 諸記録が5年間保存されていない。	C
	(2) 区条例第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録		(2)特定教育・保育の提供について、必要な事項を記録しているか。	2 保存が不十分である。	B
	(3) 区条例第19条の規定による市町村への通知に係る記録		(3)区への通知に係る記録を整備しているか。		
	(4) 区条例第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録		(4)苦情の内容等を記録しているか。		
	(5) 区条例第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録		(5)事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しているか。		

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
4 施設型給付費に関する基準					
(1) 保育所について	1 施設型給付費の受給において、各要件に適合する必要がある。 (1) 地域区分等（１～５） (2) 基本部分（１） (3) 基本加算部分（１～１０） 1 処遇改善等加算 2 ３歳児配置改善加算 3 ４歳以上児配置改善加算 4 １歳児配置改善加算 5 休日保育加算 6 夜間保育加算 7 減価償却費加算 8 賃借料加算 9 チーム保育推進加算 10 副食費徴収免除加算 (4) 加減調整部分（１～３） 1 分園の場合 2 施設長を配置していない場合 3 土曜日に閉所する場合 (5) 乗除調整部分（１） 1 定員を恒常的に超過する場合 (6) 特定加算部分（１～４、７～１１） 1 主任保育士専任加算 2 療育支援加算 3 事務職員雇上費加算 4 冷暖房費加算 7 高齢者等活躍促進加算 8 施設機能強化推進費加算 9 小学校接続加算 10 栄養管理加算 11 第三者評価受審加算	※以下、<u>給付費留意事項通知</u>による。 (1) 別紙２Ⅰ (2) 別紙２Ⅱ (3) 別紙２Ⅲ (4) 別紙２Ⅳ (5) 別紙２Ⅴ (6) 別紙２Ⅵ	※要件については、給付費留意事項通知別紙による。 1 基本分単価に含まれる職員構成は充足しているか。 1 対象とする加算について、要件を満たしているか。 1 減算要件にあてはまらないか。 1 除算要件にあてはまらないか。 1 対象とする加算について、要件を満たしているか。	1 基本分単価に含まれる職員構成を充足していない。 1 対象とする加算について、要件を満たしていない。 1 減算要件に合致するが、減算を適用していない。 1 除算要件に合致するが、除算を適用していない。 1 対象とする加算について、要件を満たしていない。	C C C C C C
		※処遇改善については、令和7年4月11日こ成保296「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」			

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(2) 認定こども園について (教育標準時間認定1号)	1 施設型給付費の受給において、各要件に適合する必要がある。	※以下、給付費留意事項通知による。	※要件については、給付費留意事項通知別紙による。		C
	(1) 地域区分等（1～4）	(1) 別紙3Ⅰ			
	(2) 基本部分（1）	(2) 別紙3Ⅱ	1 基本分単価に含まれる職員構成は充足しているか。	1 基本分単価に含まれる職員構成を充足していない。	C
	(3) 基本加算部分（1～12） 1 処遇改善等加算 2 副園長・教頭配置加算 3 学級編制調整加配加算 4 3歳児配置改善加算 5 4歳以上児配置改善加算 6 満3歳児対応加配加算 7 講師配置加算 8 チーム保育加配加算 9 通園送迎加算 10 給食実施加算 11 外部監査費加算 12 副食費徴収免除加算	(3) 別紙3Ⅲ	1 対象とする加算について、要件を満たしているか。	1 対象とする加算について、要件を満たしていない。	C
	(4) 加減調整部分（1～3） 1 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合 2 年齢別配置基準を下回る場合 3 配置基準上求められる職員資格を有しない場合	(4) 別紙3Ⅳ	1 減算要件にあてはまらないか。	1 減算要件に合致するが、減算を適用していない。	C
	(5) 乗除調整部分（1） 1 定員を恒常的に超過する場合	(5) 別紙3Ⅴ	1 除算要件にあてはまらないか。	1 除算要件に合致するが、除算を適用していない。	C
	(6) 特定加算部分（1～6、9～11） 1 療育支援加算 2 事務職員配置加算 3 指導充実加配加算 4 事務負担対応加配加算 5 冷暖房費加算 6 施設関係者評価加算 9 施設機能強化推進費加算 10 小学校接続加算 11 第三者評価受審加算	(6) 別紙3Ⅵ	1 対象とする加算について、要件を満たしているか。	1 対象とする加算について、要件を満たしていない。	C

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(3) 認定こども園について (保育認定2・3号)	1 施設型給付費の受給において、各要件に適合する必要がある。	※以下、給付費留意事項通知による。	※要件については、給付費留意事項通知別紙による。		C
	(1) 地域区分等(1～5)	(1) 別紙4Ⅰ			
	(2) 基本部分(1)	(2) 別紙4Ⅱ	1 基本分単価に含まれる職員構成は充足しているか。	1 基本分単価に含まれる職員構成を充足していない。	C
	(3) 基本加算部分(1～11) 1 処遇改善等加算 2 3歳児配置改善加算 3 4歳以上児配置改善加算 4 1歳児配置改善加算 5 休日保育加算 6 夜間保育加算 7 チーム保育加配加算 8 減価償却費加算 9 賃借料加算 10 外部監査費加算 11 副食費徴収免除加算	(3) 別紙4Ⅲ	1 対象とする加算について、要件を満たしているか。	1 対象とする加算について、要件を満たしていない。	C
	(4) 加減調整部分(1～6) 1 教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合 2 分園の場合 3 土曜日に閉所する場合 4 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みをしていない場合 5 年齢別配置基準を下回る場合 6 配置基準上求められる職員資格を有しない場合	※処遇改善については、令和7年4月11日こ成保296「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」			
	(5) 乗除調整部分(1) 1 定員を恒常的に超過する場合	(4) 別紙4Ⅳ	1 減算要件にあてはまらないか。	1 減算要件に合致するが、減算を適用していない。	C
	(6) 特定加算部分(1～3、6～10) 1 療育支援加算 2 冷暖房費加算 3 施設関係者評価加算 6 高齢者等活躍促進加算 7 施設機能強化推進費加算 8 小学校接続加算 9 栄養管理加算 10 第三者評価受審加算	(5) 別紙4Ⅴ	1 除算要件にあてはまらないか。	1 除算要件に合致するが、除算を適用していない。	C
		(6) 別紙4Ⅵ	1 対象とする加算について、要件を満たしているか。	1 対象とする加算について、要件を満たしていない。	C

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
5 区補助に関する基準 (1) 保育所について	1 運営費助成 区から運営費補助を受給するにあたっては、板橋区保育所事業実施要綱に定める各事業の要件を満たす必要がある。 (1) 一般保育所対策事業 ・ 1 歳児に対する保育士の配置を認可基準の児童 6 人に対し 1 人から児童 5 人に対し 1 人に是正すること。 ・ 利用定員 20 人から 60 人まで及び 91 人以上の施設に対し常勤保育士 1 人を増配置すること。 ・ 利用定員 20 人から 30 人まで及び利用定員 60 人から 149 人までの施設に対し常勤の調理員 1 人、定員 150 人以上の施設に対し、常勤の調理員 2 人を増配置すること。 (2) 11 時間開所保育対策事業 ・ 開所時間が 11 時間以上であること。 ・ 利用定員 61 人以上の保育所については保育士 1 名の増配置を行い、開所時間内における入所児童の安全の確保及び保育内容の向上に努めること。	1 保育所要綱第 3 条（別記 1） 1 保育所要綱第 3 条（別記 2）	1 職員の配置が適正になされているか。 1 職員の配置が適正になされているか。	1 職員の配置が適切になされていない。 1 職員の配置が適切になされていない。	C C

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	(3) 零歳児保育特別対策事業 ・ 零歳児の利用定員（利用定員を超えて受け入れている場合は、その人数）が、1施設当たり9人以上（区長が特に必要と認める場合は、3人以上）であること。	1 保育所要綱第3条（別記3）	1 設備及び運営要件を満たしているか。	1 要件を満たしていない。	C
	零歳児保育特別対策事業 設備及び運営要件 ア 零歳児1人につき、乳児室及びほふく室を通じて、おおむね5平方メートル以上の有効面積があること。 イ 保健室（最低基準に定める医務室が零歳児の静養室の機能を有する場合は、この限りではない。）、調乳室（専用の調乳室が設けられない場合は調理室の一部を調乳場所として区画することをもって足る。）、沐浴室（沐浴室に代わる沐浴設備を置く場合は、この限りではない。）及び便所を設けること。 ウ 零歳児が専用に使用できる屋外遊戯場(歩行運動場及び外気浴等を行う場所)を設けるように努めること。 エ 零歳児の心身発達に即応した遊具その他零歳児用備品を整備すること。 オ 危険防止及び非常災害時における緊急避難につき万全の対策を講ずるとともに、不測の事態に対処するための責任態勢を確保すること。 カ 保健師等（保健師、助産師、看護師含む）を1名配置すること。なお、零歳児の対象人数が、3人以上9人未満の保育所において、常勤の保健師等を配置することが困難な場合は、1日4時間勤務又は隔日勤務の非常勤の保健師等を配置することができる。保健師等は、保育士との協力のもとに零歳児の異常の発見、特に登所時における健康観察を通じての異常の有無の確認及び医師との連絡を行うほか、健康診断、予防接種の計画及びその実施に対する協力等保健活動に従事するものとする。 キ 常勤の調理員を1名増配置し、給食については、衛生的取扱いについて細心の注意をするとともに、零歳児の発育及び健康状態、家庭の食生活等を十分理解し、個人差に応じた給食を実施すること。ただし、その他各事業との兼任は認められない。なお、東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和4年板橋区条例第10号）第44条に基づき、全ての調理業務を委託する場合には、調理員を置かないことが出来る。	1 保育所要綱第3条（別記4）			
	(4) 要支援児保育事業 ・ 要支援児保育の充実を図るため、私立保育所において、現に保育が実施されている要支援児童の処遇向上を図るために行う事業。 (5) 医療的ケア児保育支援事業 ・ 医療的ケア児について、医療的ケア児保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進させ当該医療的ケア児の福祉向上を図ることを目的とする。	1 医療的ケア児要綱 医療的ケア児交付要綱	1 補助対象経費に係る職員の配置が適正になされているか。	1 補助対象経費に係る職員の配置が適正になされていない。	C

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	2 延長保育事業 3 産休等代替職員費助成 4 法外援護費助成 ・保健師等雇上経費 零歳児の定員（利用定員を超えて受け入れている場合はその人数）が1施設当たり3人以上9人未満の施設に対して、常勤（零歳児保育特別対策事業の加算を受けていない施設については、非常勤を含む。）の保健師等（保健師、助産師、看護師含む）を雇用し、児童の健康管理の充実を図る。	1 保育所要綱第13条（別記5） 1 保育所要綱第23条 1 保育所要綱第34条（別記6）	1 利用保護者等から保育所で定めた延長保育料を徴収しているか。（減免以外。） 2 基準配置により保育士を配置しているか。ただし、実施場所1につき保育士の数は2名を下ることはできない。 1 要件を満たして産休等代替職員を任用しているか。 1 職員の配置が適正になされているか。	1 保育所で定めた延長保育料を徴収していない。 1 基準配置による保育士の配置をしていない。 1 要件を満たしていない。 1 職員の配置が適正になされていない。	C C C
(2) 認定こども園について	1 補助対象経費 類型別補助対象経費について、別表（第8条関係）に定めている。 2 補助条件 補助金交付において、別記の補助条件を付している。	1 認定こども園要綱第8条（別表） 2 認定こども園要綱第10条（別記 補助条件）	1 補助条件を満たしているか。	1 補助条件を満たしていない。	C
6 特例施設型給付費に関する基準 (1) 特別利用保育の基準	1 特定教育・保育施設（保育所に限る。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。	1 条例第27号第35条第1項	1 保育所が、特別利用保育を提供する場合に、認可基準を遵守しているか。	1 特別利用保育を提供する場合に、認可基準を遵守していない。	C

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	2 条例第27号 第35条第2項			
	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。）を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。	3 条例第27号 第35条第3項			

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(2) 特別利用教育の基準	1 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	1 条例第27号 第36条第1項	1 幼稚園が、特別利用教育を提供する場合に、設置基準を遵守しているか。	1 特別利用保育を提供する場合に、設置基準を遵守していない。	C
	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。				

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
7 雑則	1 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この基準の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。	1 条例第27号 第53条第1項			
	2 特定教育・保育施設等は、この基準の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、利用申込者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。	2 条例第27号 第53条第2項			
	電磁的方法 （1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられた当該利用申込者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） （2） 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法				

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。	3 条例第27号 第53条第3項	1 ファイルへ記録を出力し、文書を作成することができるか。	1 電磁的方法により記載事項を交付又は同意を得ようとする場合に、利用申込者がファイルへ記録を出力できない。	B
	4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式	4 条例第27号 第53条第4項	1 利用申込者に対して、電磁的方法の種類及び内容を示しているか。 2 利用申込者から承諾を得ているか。(文書又は電磁的方法)	1 利用申込者に対して、電磁的方法の種類及び内容を示していない。 1 利用申込者から、電磁的方法による記載事項の提供又は同意の取得について、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。	B B
	5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったときは、当該利用申込者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	5 条例第27号 第53条第5項	1 利用申込者から文書又は電磁的方法で申し出があったときは、記載事項の提供又は同意の取得を、電磁的方法ではなく書面で行っているか。	1 利用申込者からの申し出があったにもかかわらず、記載事項の提供又は同意の取得を書面ではなく電磁的方法で行っている。	B

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	6 第2項から前項までの規定は、この基準の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この基準の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。	6 条例第27号 第53条第6項			

特定教育・保育施設指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
8 確認内容の変更	1 法第32条第1項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認の変更を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更に係る施設の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。 (1)施設の名称、教育・保育施設の種類及び所在地 (2)設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (3)建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要 (4)法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの数 (5)当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態 (6)利用定員を増加しようとする理由	1 確認規則第4条 内閣府令第31条	1 確認内容を変更するときは、区に変更届を提出しているか。	1 確認内容を変更したが、区に変更届を提出していない。	C
	2 特定教育・保育施設の設置者は、内閣府令第29条第1号(教育・保育施設の種別を除く。)、第2号、第4号(当該確認に係る事業に関するものに限る。)、第6号、第8号、第9号、第14号及び第16号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該特定教育・保育施設の所在地を管轄する区長に届け出なければならない。	2 確認規則第5条 内閣府令第33条第1項	1 設置者の住所等を変更するときは、区に変更届を提出しているか。	1 設置者の住所等を変更したが、区に変更届を提出していない。	C
	3 法第35条第2項の規定による利用定員の減少の届出は、次に掲げる事項を記載した書類を提出することによって行うものとする。 (1)利用定員を減少しようとする年月日 (2)利用定員を減少する理由 (3)現に利用している小学校就学前子どもに対する措置 (4)法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの減少後の利用定員	3 確認規則第5項 内閣府令第34条	1 利用定員を減少しようとするときは、区に変更届を提出しているか。	1 利用定員を減少したが、区に変更届を提出していない。	C